

第12回マカオアジア都市招待 ゲートボール親善大会

東洋と西洋の出会いの街。世界遺産の街・マカオで開催される
記念すべき第12回親善大会です。



聖ポール天主堂 写真提供:マカオ政府観光局



大会風景:写真提供 日本ゲートボール連合



利用予定ホテル:外観イメージ

	日時	発着地・滞在地名	時間	交通機関	主なる行動予定	食事
1	11/3 (日)	成田空港 発着 マカオ	16:00 19:50	NX861 専用車	空路、直行便にてマカオへ マカオ到着後、ホテルへ 市内レストランにての夕食 【マカオ泊】	朝:× 昼:× 夕:○
2	11/4 (月)	マカオ 滞在	終日	専用車	マカオ島内視察 代表者会議 【マカオ泊】	朝:○ 昼:○ 夕:○
3	11/5 (火)	マカオ 滞在	終日	専用車	ホテルにて朝食後、大会参加 【マカオ泊】	朝:○ 昼:○ 夕:○
4	11/6 (水)	マカオ 滞在	終日	専用車	ホテルにて朝食後、大会参加 【マカオ泊】	朝:○ 昼:○ 夕:○
5	11/7 (木)	ホテル 発着 マカオ 成田空港	朝 09:30 15:00	専用車 NX862	ホテルから空港へ 空路、帰国の途へ 成田到着後、解散。おつかれさまでした。	朝:○ 昼:機 夕:×

【旅行期間】 2013年11月3日(日)~11月7日(木) 3泊4日

【旅行代金】 108,500円(燃油サーチャージ・諸税別)(成田発着)

※参加人数、日程、為替、燃油サーチャージ等の変動により旅行代金変動することがございます。

【利用航空会社】マカオ航空 【利用ホテル】ベストウエスタン ホテル タイパ マカオ

【部屋条件】 洋室2名様1室となります。お一人様ご利用希望の場合は追加料金が必要となります。(26,000円・4泊分)

【添乗員】 同行しませんが、現地係員が対応いたします。

【募集締切】平成25年9月30日(月)

【旅行代金に含まれるもの】

①成田/マカオ間の往復エコノミークラス航空運賃(この運賃・料金には、運輸機関の課す付加運賃・料金を含まません。付加運賃・料金とは原価の水
準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものです。) ②宿泊代金:ホテル・ツインルー
ム2名1室利用/バス・トイレ付。相部屋はお受けしていませんので1名、3名のように奇数人数でご参加される場合はどなたかお一人について1
人部屋利用追加代金を申し受けます ③食事代金:朝4回・昼3回・夕4回(機内食除く) ④バス代金:行程表に記載されたバス料金 ⑤団体行動中
の税金・チップ⑥手荷物運搬代金:お一人様につき1個のスーツケースなど(大きさは各航空会社の規定内。詳しくは係員にお尋ね下さい)
旅行代金算出基準日:平成25年5月21日 【承認番号】0000-0000-0000

【旅行代金に含まれないもの】上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示いたします。

①空港諸税:成田空港施設使用料:2,040円、航空保安料500円、現地空港税:1,670円(5/21現在)、燃油サーチャージ 12,000円(5/21以降発
券) ②超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について) ③クリーニング代金・電報・電話料・ホテルの係員に対する心付け・その他追加
飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料 ④傷害・疾病に関する医療費 ⑤渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・旅券証紙代・査証
料・予防接種料金・渡航手続代行料金等) 日本国内のご自宅と集合/解散地間の交通費・宿泊費等 ⑥大会参加登録料1チーム当り

このツアーの申込・問合せ先は

公益財団法人日本ゲートボール連合賛助会員

【旅行企画・実施】 近畿日本ツーリスト 横浜支店

観光庁長官登録旅行業第1944号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員
〒220-0004 横浜市西区北幸2-5-15 日総第3ビル 2F

☎ 045-287-4580 Fax 045-287-4581

営業時間9:30~17:30(土・日・祝日休業)担当:川副 総合旅行業務取扱管理者:大山賢治/菊地貴弘/大原浩

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

ご旅行条件書（海外旅行）

■お申し込み

- 申込書に必要事項を記入の上、ご郵送ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。お客さまがご旅行申込書にお客さまのローマ字を記入される時は旅券に記載されているとおりをご記入ください。お客さまの氏名が誤って記入されたい場合は航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客様との交替の場合に準じて交替手数料（「■お客様との交替」に記載）をいただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合、所定の取消料（「■取消料のかかる場合」に記載）をいただきます。また、氏名の他に性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意ください。
- 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）
- 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助具使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。
- 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。
- 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社（以下「本旅行会社」といいます）が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
 - ①当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けられること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
 - ②通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
 - ③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発送した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
 - ④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。

■お客様が出發までに実施する事項

海外危険情報について

渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」：<http://www.pubanzen.mofa.go.jp>）でもご確認ください。

渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について

(1)「十分注意して下さい」

通常通り催行いたしますが、当社にて渡航情報（危険情報）の書面をお受け取りください。契約成立後に取消された場合には、所定の取消料をお支払いいただきます。

(2)「渡航の是非を検討してください」

当社にて適切な「危険回避措置」が講じられずと判断された場合に限り、原則催行いたします。その場合、当社は渡航情報（危険情報）並びに、危険回避措置に関する説明を行い書面を交付いたします。書面を受け取り説明を受けた時点で契約解除は取消料を収受いたしません、一旦ご了解いただいた後の契約解除の場合は、所定の取消料をお支払いいただきます。渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。

(3)「渡航の延期をおすすめします」「退避を勧告します」 催行を中止いたします。

保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検査感染症情報」ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>）でご確認ください。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいい、追加代金とは、1人部屋追加代金、ビジネスクラス追加代金、延泊による宿泊代金等をいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名（および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法）などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に於ける日より前にお知らせします。
- (2) 複数で申し込んだお客様が一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日が*	取消料	旅行代金の%
*ピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日目までの取消		旅行代金の 10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から3日目までの取消		旅行代金の 20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消		旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合		旅行代金全額

*ピーク時とは12/20~1/7、4/27~5/6、7/20~8/31をいいます。

- ①当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
- ②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

下記の場合は取消料はいただきません。（一部例外）

- ①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1~8に定める事項をいいます。
- ②旅行代金が増額された場合。
- ③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例外）

- ①お客様が数が契約書に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目（ピーク時は33日目）に於ける日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
- ③申込条件の不適合
- ④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）、また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

旅行日程中に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■旅程保証

旅行日程中に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備の等級より低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行日程において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、交替に要する実費（下記参照）および手数料として1万円をお支払いいただくことにより交替することができます。

- (1) エコノミークラス利用の場合（上位クラスへ変更の場合も適用）また下記（ ）はともども。北米（ハワイ含む）・中南米・ヨーロッパ（ロシア除く）・アフリカ・中東・・・17,500（13,200）円 アジア（韓国除く）・ロシア・ミクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国・・・10,000（7,500）円 韓国・・・6,000円（4,500）円
- (2) ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合 全方面・・・1,000円（大人・子ども共通）*航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途明記いたします。

■海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することを勧めます。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。

■お買い物物案について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認必ずレシートのお受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港にてお手続きをご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

■個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、生年月日、国籍、電話番号、パスポート番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (2) 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客さまとの連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提携の団体・企業（イベント主催会社等を含む）に提供いたします。
- (3) 当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。
- (4) 当社は旅行先でお客さまのお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらによる個人データの提供の停止を希望される場合は、本パンフレット記載の連絡先まで出発前までにお知らせください。
- (5) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、ご請求ください。当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧いただけます。当社はかかる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。